

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査を受診していない方は都合のよい日程で、ぜひ受診してください。

対象の方には、5月下旬に受診票を送付しています。

◆集団健診

①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方
※令和元年度中に40歳になる39歳の方も受診できます。

②受診時に後期高齢者医療制度に加入している方
※人間ドック受検予定の方は受診できません。

▼実施日別表のとおり
▼受付時間 9時30分～11時

13時30分～14時30分
▼費用 無料

◆がん検診等も実施

結核・肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診を実施しています（大腸・前立腺がん検診は負担金あり）。

大腸がん検診は事前に申し込みください。

ご家族等に対象の方がいたら受診を勧めてください。

※国民健康保険加入者以外の方も受診できます。

◆個別健診

集団健診の日程が合わない方は、契約医療機関で特定健康診査を受けることができます。

●特定健康診査（集団）日程

実施日	会場
7月9日(火)	大網白里アリーナ (メインアリーナ) ※上履き必要
7月10日(水)	
7月11日(木) 午前のみ	
7月12日(金)	
7月13日(土)	農村ふれあいセンター やまべの郷※上履き必要
7月18日(木)	
10月10日(木)	保健文化センター 3階ホール
10月11日(金)	
10月12日(土)	

※7月11日(木)午後は協会けんぽの扶養家族の方が受診できます。詳細は、加入されている協会けんぽへお問い合わせください。
「国保・後期特定健診対象」の方は午前のみになりますのでご了承ください。

後期高齢者医療保険料額が決定

今年度の後期高齢者医療保険料が決定します。

7月中旬に保険料額の決定通知書が届きますので、ご確認ください。

なお、昨年度に年金から天引きで納付いただいた方も、

今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書を確認ください。

▼保険料額（千葉市内の全ての市町村で同率）
・所得割率 7.89%

・均等割額 41,000円
・賦課限度額 62万円

詳細の内容は、7月中旬以降に郵送する被保険者証と同封の案内をご覧ください。

▼千葉県後期高齢者医療広域連合
043(308)6768

▼市民課高齢者医療年金班
0475(70)0336

す。契約医療機関に事前に問い合わせください。

国民健康保険の方は1,000円の負担金がかかります。後期高齢者医療保険の方は無料です。

大網病院で受ける場合のみがん検診も同時に受けられますが、大腸・前立腺がん検診は負担金がかかります。

▼実施期間 令和2年3月31日(火)まで

▼契約医療機関 国保大網病院、うじはらクリニック、おおあみ泌尿器科、駒込クリニック、鈴木クリニック、錦織メディカルクリニック、橋本医院、ふるがき糖尿病循環器クリニック、ますほ内科クリニック、九十九里病院、さむ医療センター

▼特定健康診査について
市民課国保班
0475(70)0334

▼市民課高齢者医療年金班
0475(70)0336

▼がん検診、検査内容等について
健康増進課健康推進班
0475(72)8021



介護保険料納入通知書を発送

◆納入通知書を発送

今年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に保険料額の納入通知書を発送します。

で、確認ください。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、市民税の課税状況、前年の合計所得金額等に応じて12段階に分けられています。

介護保険は国や県、市が負担する公費と皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき安心してサービスを利用できるように、期限内の納付をお願いします。

◆保険料の支払方法
・特別徴収 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

・普通徴収 年金が年額18万円未満の方は、新たに65歳になった方、他の市区町村から転入した方、保険料の所得段階が変更になった方などは、納付書により保険料を納める普通徴収となります。

◆低所得者の負担軽減強化
市町村民税非課税世帯の方の介護保険料が公費により軽減されています。

◆介護保険負担割合証
要介護（支援）認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方には、7月中旬に、市から利用者負担（1割/3割）が記載された「介護保険負担割合証」が届きます。記載内容を確認のうえ、担当のケアマネジャーまたは介護施設職員へ提示ください。

◆高齢者支援課介護保険班
0475(70)0309

「国民年金保険料の免除申請」を受け付けています

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の未納が続くと、万一の障害や死亡といった不慮の事態の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

令和元年度の免除等は、7月1日から受け付けています。対象期間は、7月から令和2年6月となります。

また、免除については、過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで申請できます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所で手続きを行ってください。

郵送による申請も可能です。

▶申請に必要なもの＝本人確認できるもの、印かん、基礎年金番号が分かるもの

※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証（雇用保険被保険者離職票）等を持参してください。

■千葉年金事務所

043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

ねんきんナビ

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の未納が続くと、万一の障害や死亡といった不慮の事態の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

令和元年度の免除等は、7月1日から受け付けています。対象期間は、7月から令和2年6月となります。

また、免除については、過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで申請できます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所で手続きを行ってください。

郵送による申請も可能です。

▶申請に必要なもの＝本人確認できるもの、印かん、基礎年金番号が分かるもの

※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証（雇用保険被保険者離職票）等を持参してください。

■千葉年金事務所

043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

●「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と未納の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(注3) (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に・・・	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。(平成21年4月以降の免除期間)

・全額免除の場合：2分の1

・4分の3免除の場合：8分の5

・半額免除の場合：4分の3

・4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

(注3) 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

被保険者証は大切に 被保険者証の一斉更新

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、

8月に更新されます。新しい被保険者証は、7月

末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。紛失した場合は再発行できますが、重要なものなので大切に管理してください。

▼新しい被保険者証の有効期限 8月1日から1年間

※短期被保険者証は除く

▼市民課国保班
0475(70)0334
▼市民課高齢者医療年金班
0475(70)0336

